



発行 新潟県

第71号

平成27年9月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1210 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1211 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉保健課)
- 1212 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1213 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 1214 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1215 公共測量の実施通知(監理課)
- 1216 公共測量の実施通知(監理課)
- 1217 公共測量の実施通知(監理課)
- 1218 公共測量の実施通知(監理課)
- 1219 公共測量の実施通知(監理課)
- 1220 道路の区域変更(道路管理課)
- 1221 道路の供用開始(道路管理課)
- 1222 道路の区域変更(道路管理課)
- 1223 道路の供用開始(道路管理課)
- 1224 道路の区域変更(道路管理課)
- 1225 道路の供用開始(道路管理課)
- 1226 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1227 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1228 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1229 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

## 公 告

- 新潟県人事行政の運営等の状況(人事課)
- 特定調達契約の落札者等(放射能対策課)
- 砂利採取業務主任者試験の実施(河川管理課)

## 病院局公告

- 公募型プロポーザルの中止(病院局総務課)

## 選挙管理委員会告示

- 61 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

## 人事委員会公告

- 平成27年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度:U・Iターン型民間企業等職務経験者)の実施(人事委員会事務局総務課)

告 示

## ◎新潟県告示第1210号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスこやぎの 広場	新潟県上越市大字下 池部字珙名 1229 番地 6 他	若越紙工株式会社	平成 27 年 9 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイ妙高縁	新潟県妙高市大字志 976 番地	社会福祉法人悠藍 睦会	平成 27 年 9 月 1 日

## ◎新潟県告示第1211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホーム妙 高縁	新潟県妙高市大字志 976 番地	社会福祉法人悠藍睦会	平成 27 年 9 月 1 日

## ◎新潟県告示第1212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年 月日	廃止年月日
樹楽北城	新潟県上越市北 城町1丁目3番 31号	ビィ・エフ・クリ エイト合同会社	通所介護 介護予防通所介 護	平成 27 年 7 月 30 日	平成 27 年 8 月 31 日

## ◎新潟県告示第1213号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
10月14日（水） 10月15日（木） 10月16日（金）	勤労青少年ホーム 「ソレイユ三条」	三条市全域
10月19日（月）	三条市役所下田庁舎前車庫	
10月20日（火）	三条市役所栄庁舎前車庫	
10月21日（水） 10月22日（木） 10月23日（金）	三条市役所第2庁舎101会議室	

10月26日(月) 10月27日(火) 10月28日(水) 10月29日(木) 10月30日(金)			
11月2日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

## 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

## ◎新潟県告示第1214号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を平成27年8月28日認可した。

平成27年9月11日

新潟県新潟地域振興局長

## ◎新潟県告示第1215号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(上越地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 長坂地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 上越市吉川区長坂 ほか 地内

## ◎新潟県告示第1216号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(上越地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 宇津俣地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 上越市牧区宇津俣 ほか 地内

## ◎新潟県告示第1217号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(佐渡地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 小泊地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年9月1日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 佐渡市羽茂小泊 ほか 地内

## ◎新潟県告示第1218号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(柏崎地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 高田北部地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字藤橋、大字上方 ほか 地内

## ◎新潟県告示第1219号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(数値図化)
- 2 作業期間 平成27年8月8日から平成27年12月11日まで
- 3 作業地域 阿賀野市小松地先～六野瀬地先

## ◎新潟県告示第1220号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泊西山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市寺泊碓田字稲葉182番1から	新	8.9～24.9メートル	82.4メートル
同市寺泊下桐字山王2526番1まで	旧	8.9～21.7メートル	82.1メートル

## ◎新潟県告示第1221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 寺泊西山線
- 2 供用開始の区間  
長岡市寺泊碓田字稲葉182番1から同市寺泊下桐字山王2526番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月11日

## ◎新潟県告示第1222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 茂沢竜光線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市竜光字谷内田 1055 番 1 から	新	6.6～27.8メートル	114.0メートル
同市竜光字谷内田1054番 1 まで	旧	6.5～11.8メートル	113.5メートル

## ◎新潟県告示第1223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 茂沢竜光線

2 供用開始の区間

魚沼市竜光字谷内田1055番 1 から同市竜光字谷内田1054番 1 まで

3 供用開始の期日 平成27年9月11日

## ◎新潟県告示第1224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 十日町六日町線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市余川字柳枝1632番から	新	15.0～31.0メートル	183.1メートル
同市余川字中道1374番 2 まで	旧	7.0～15.4メートル	183.1メートル

## ◎新潟県告示第1225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 十日町六日町線

2 供用開始の区間

南魚沼市余川字柳枝1632番から同市余川字中道1374番 2 まで

3 供用開始の期日 平成27年9月11日

## ◎新潟県告示第1226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規

定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年3月17日新潟県告示第409号）を次のとおり解除する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
熊堂地区	長岡市浦瀬町	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年3月30日新潟県告示第537号）を次のとおり解除する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
干害田地区	南魚沼市君帰	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仙見谷(1)地区	五泉市仙見谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙見谷(1)地区	五泉市仙見谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
熊堂地区	長岡市浦瀬町	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
妙音寺(1)地区	南魚沼市妙音寺	次の図のとおり	土石流
干害田地区	南魚沼市君帰	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上樽地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(1)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(2)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(3)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(4)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(5)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢川地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
上樽沢地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
前沢川地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
樽本地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
樽本地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	地すべり
斑尾高原(1)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
斑尾高原(2)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
斑尾高原(3)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
斑尾高原(4)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
斑尾高原(5)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
斑尾高原(6)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日ノ沢地区	妙高市大字上馬場	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

縦覧に供する。)

## 5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川内地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(5)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(6)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(7)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(8)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(9)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒沢川地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
タニイリ沢地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
大平(2)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
大平(2)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(3)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保川地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
大知川地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
鉾カ岳地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	地すべり
川詰(1)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(2)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(3)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(4)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茶釜滝川地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	土石流
濁谷川地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	土石流
川詰(1)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	土石流
川詰(2)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	土石流



川詰地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	地すべり
茶釜滝川地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	地すべり
川詰(2)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	地すべり
茶釜滝地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仙見谷(1)地区	五泉市仙見谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙見谷(1)地区	五泉市仙見谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上樽地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(1)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(2)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(3)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(4)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽本(5)地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢川地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
上樽沢地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流
樽本地区	妙高市大字樽本	次の図のとおり	土石流

斑尾高原(1)地区	妙高市大字樽本斑尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-----------	-----------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

### 3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川内地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(6)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(9)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(2)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
大平(3)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保川地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	土石流
川詰(1)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(2)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(3)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川詰(4)地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
濁谷川地区	糸魚川市大字川詰	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 新潟県人事行政の運営等の状況について(公告)

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年新潟県条例第9号)第2条及び第3条の規定に基づき各任命権者及び人事委員会から報告を受けたので、第4条の規定により、平成26年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 人事行政の運営等の状況

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第4条の規定により、平成26年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

### 公表の経緯及び趣旨

平成16年8月1日に地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性・透明性を高めることを目的とするものです。

新潟県では、この法律改正に基づき、平成17年4月1日に「新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況に関し、各任命権者\*から知事に報告する項目や公表の時期、方法等を定めました。

知事は、毎年9月30日までに各任命権者からの報告を取りまとめ、人事行政の運営状況の概要と人事委員会から報告される業務の状況を併せて公表することとしています。

※任命権者・・・知事、教育委員会、県警察本部長、公営企業管理者、行政委員会等で、職員の任命、休職、免職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

## I 人事行政の運営状況の概要

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 任免の状況

平成26年度（H26.4.1～H27.3.31）の状況は、全体で退職者1,375人、採用者1,457人となっており、採用が82人上回っています。

#### ① 退職者の状況

区分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
定年退職	107	143	28	331	108	717
普通退職	30	180	2	54	33	299
勸奨退職	26	50	2	128	13	219
死亡退職	4	4	0	12	6	26
その他	28	25	2	6	53	114
合計	195	402	34	531	213	1,375

#### ② 採用者の状況

区分		事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
競争試験	一般職員						
	大学卒	56	56	0	0	0	112
	短大卒	0	2	0	0	0	2
	高校卒	29	1	0	0	0	30
	警察官	0	0	0	0	187	187
選考	教育職員	0	0	0	437	0	437
	割愛※	10	15	0	151	0	176
	その他	90	335	20	68	0	513
合計		185	409	20	656	187	1,457

※割愛・・・人事交流等により、県の職員が国や他の地方公共団体等の職員となるために退職すること又は国や他の地方公共団体等の職員を引き続き県の職員として採用することをいう。

(2) 職員数に関する状況

部 門	職 員 数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由	
	26年度	27年度						
一般行政	議 会	34	34	0	0	0		
	総務企画	891	885	27	△ 33	△ 6	U・Iターン促進事業の拡充等	総務事務業務の民間委託等
	税 務	280	282	3	△ 1	2	税務の体制強化	税務システム更新対応の進捗
	民 生	539	541	9	△ 7	2	社会福祉施設の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	衛 生	700	706	31	△ 25	6	県央基幹病院整備業務の増加等	魚沼基幹病院整備業務の進捗等
	労 働	107	106	1	△ 2	△ 1	労政業務の体制強化	業務執行方法の見直し等
	農林水産	1,657	1,637	30	△ 50	△ 20	農地整備業務の体制強化等	全国植樹祭業務の終了等
	商 工	243	242	5	△ 6	△ 1	地場産業振興業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	土 木	1,423	1,403	29	△ 49	△ 20	病院改築業務の増加等	災害復旧業務の進捗等
小 計	5,874	5,836	135	△ 173	△ 38			
特別行政	教 育	19,684	19,493	23	△ 214	△ 191	特別支援学校の教職員の増等	児童・生徒数減に伴う教職員の減等
	警 察	4,680	4,699	19	0	19	警察官増員等	
	小 計	24,364	24,192	42	△ 214	△ 172		
公営企業	病 院	3,725	3,744	119	△ 100	19	救命機能、診療体制の充実等	患者数減に伴う減等
	下 水 道	39	36	0	△ 3	△ 3		業務執行方法の見直し
	そ の 他	151	153	2	0	2	太陽光発電所管理業務の増	
	小 計	3,915	3,933	121	△ 103	18		
合 計	34,153	33,961	298	△ 490	△ 192			

※ 職員数は一般職に属する職員の数です。県職員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

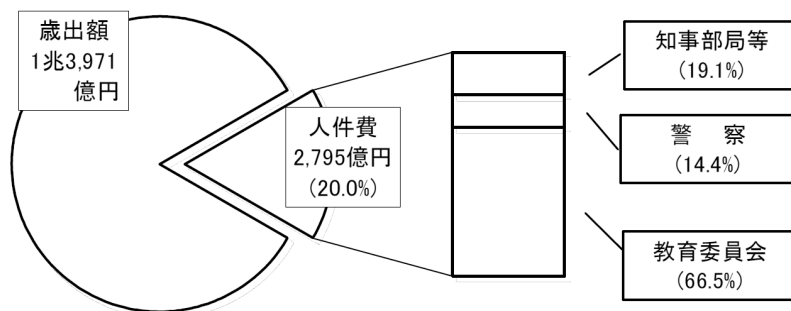
2 職員の給与の状況

(1) 給与決定のしくみ

職員の給与は、県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に基づき、県議会の審議を経て条例で定められるしくみになっています。

(2) 人件費率

(平成26年度普通会計決算)



※ 人件費には、一般職員及び特別職(知事・議員など)の給料、報酬、諸手当や共済負担金などが含まれます。

(3) 初任給

(各年度4月1日現在)

区 分		平成26年度	平成27年度
一 般 行 政 職	大 学 卒	180,800円	180,800円
	高 校 卒	146,500円	146,500円
警 察 職	大 学 卒	214,000円	214,000円
	高 校 卒	174,300円	174,300円
小・中学校教育職	大 学 卒	201,900円	201,900円
	短 大 卒	179,500円	179,500円
高等学校教育職	大 学 卒	201,900円	201,900円
技能労務職	高 校 卒	144,200円	144,200円

※ 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

(4) 平均給料月額

(各年度4月1日現在)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	334,424 円	43.0 歳	333,646 円	43.2 歳
警 察 職	324,460 円	39.4 歳	323,581 円	39.2 歳
小・中学校教育職	382,313 円	44.7 歳	380,977 円	44.6 歳
高等学校教育職	396,983 円	45.6 歳	399,179 円	45.9 歳
技能労務職	356,663 円	51.1 歳	355,575 円	51.8 歳

※ 平均給料月額には、給料の調整額および教職調整額を含みます。

## (5) 学歴や経験年数による平均給料月額

(平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	267,590円	366,146円	402,178円	421,153円
	高校卒	220,223円	307,007円	354,121円	378,504円
警察職	大学卒	292,134円	391,647円	402,375円	424,016円
	高校卒	250,124円	361,757円	389,988円	405,179円
小・中学校教育職	大学卒	315,440円	399,882円	414,463円	427,181円
	短大卒	283,712円	387,423円	407,729円	419,178円
高等学校教育職	大学卒	311,061円	405,614円	424,805円	439,245円
技能労務職	高校卒	—円	304,431円	354,452円	370,682円

(平成27年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	266,160円	366,009円	397,702円	416,825円
	高校卒	219,088円	307,033円	360,077円	384,912円
警察職	大学卒	291,213円	396,297円	409,025円	409,809円
	高校卒	253,990円	352,686円	393,361円	405,456円
小・中学校教育職	大学卒	314,519円	398,119円	415,493円	427,072円
	短大卒	290,810円	383,717円	408,708円	419,980円
高等学校教育職	大学卒	305,060円	405,575円	426,148円	437,393円
技能労務職	高校卒	—円	—円	353,481円	369,793円

※1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

※2 「—」の欄は、該当者3人未満もしくは該当する職員がない区分です。

## (6) 手当の種類とその内容 (主なもの)

(平成26年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者 13,000円 その他 各 6,500円
	住居手当	借家 月額10,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、 家賃額に応じ最高 27,000円まで
	通勤手当	電車・バス等利用者(定期券の場合は通用期間ごとに支給) 負担している運賃額に応じ1か月当たり最高 55,000円まで 自動車等利用者 使用距離に応じ最高 44,100円まで

勤務実績に応じて支給	時間外勤務手当	区分	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
		平成26年度	4,627,425 千円	154,104 円
		平成25年度	4,646,040 千円	153,654 円
特殊勤務手当	区分		全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		59.3 %	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成26年度)		88,344 円	
	手当の種類(手当数)		43	
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当・教育業務連絡指導手当・犯罪捜査手当・夜間特殊業務手当・交通捜査手当		
	支給件数の多い手当	教員特殊業務手当・教育業務連絡指導手当・犯罪捜査手当・交通捜査手当・警ら手当		

※特殊勤務手当は著しく危険、不快又は不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事したときに支給する手当です。

期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225 月分 (0.65)	0.675 月分 (0.325)
	12月期	1.375 月分 (0.80)	0.825 月分 (0.375)
	計	2.60 月分 (1.45)	1.50 月分 (0.7)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

※1 期末・勤勉手当は民間企業のボーナスに当たる手当です。

※2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

その他	寒冷地手当	支給地域に限り、世帯の状況に応じ最高 月額17,800円(11月から3月まで支給)
-----	-------	--

退職手当	支給率	自己都合	定年・勸奨	
	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	
	最高限度	49.590 月分	49.590 月分	
	加算措置	定年前早期退職の場合は 1年につき2%加算(20%限度)		
	平成26年度退職者1人当たり平均支給額			
		自己都合	定年	勸奨
	一般職員	3,484 千円	22,707 千円	22,589 千円
	警察官	1,067 千円	21,947 千円	22,673 千円
	教育公務員	5,600 千円	23,326 千円	22,702 千円

## (7) 一般行政職の級別の構成比

(各年度4月1日現在)

区 分		10級	9級	8級	7級	6級
代表的な職名		部長 局長	部長 局長	副部長 部参事	部参事 課長	課長 課長補佐
平成 26 年度	職 員 数	2 人	31 人	38 人	272 人	1,229 人
	構 成 比	0.0 %	0.5 %	0.6 %	4.3 %	19.6 %
平成 27 年度	職 員 数	1 人	34 人	34 人	271 人	1,270 人
	構 成 比	0.0 %	0.5 %	0.5 %	4.4 %	20.5 %

区 分		5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名		課長補佐	課長補佐 係長・主任	主任	主事 技師	主事 技師	
平成 26 年度	職 員 数	429 人	2,074 人	843 人	580 人	756 人	6,254 人
	構 成 比	6.9 %	33.2 %	13.5 %	9.3 %	12.1 %	100.0 %
平成 27 年度	職 員 数	353 人	2,067 人	802 人	568 人	803 人	6,203 人
	構 成 比	5.7 %	33.3 %	12.9 %	9.2 %	13.0 %	100.0 %

## (8) 特別職の報酬等の状況

(各年度4月1日現在)

区 分		知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
給料・報酬 月額	H26	1,240,000円	970,000円	960,000円	840,000円	770,000円
	H27	1,241,000円	971,000円	961,000円	841,000円	771,000円
期末手当 支給割合	H26	6月期 1.40月分		12月期 1.70月分		計 3.10月分
	H27	6月期 1.475月分		12月期 1.625月分		計 3.10月分

※ 特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会の答申を受けて条例で定められています。



## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況
		開始時刻	終了時刻※	休憩時間※
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00

※ 県立学校の教育職員(昼間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:8:30～17:00、休憩時間:12:45～13:30

※ 県立学校の教育職員(夜間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:13:15～21:45、休憩時間:16:45～17:30

## (2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与され(途中採用者を除く。)、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数 a	総取得日数 b	全対象職員数 c	平均取得日数 b/c	消化率 b/a
682,383日	202,122日	19,313人	10日	29.6%

(※市町村立学校教職員を除く。)

## (3) 特別休暇等の導入状況

種類 (休暇等の名称)	区分	有給/無給	付与日数	備考
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
骨髄等ドナー休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
結婚休暇	特別休暇	有給	8日(分割する場合は6日)	
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前6週間(2週間延長可、多胎妊娠14週間)、産後8週間	
育児休暇	特別休暇	有給	1日2回、合計90分	
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間	
妻の出産	特別休暇	有給	3日以内	
男性職員の育児参加	特別休暇	有給	5日以内	
家族看護休暇	特別休暇	有給	7日以内	
忌引休暇	特別休暇	有給	1日～10日	
父母、配偶者又は子の法要等	特別休暇	有給	慣習上最小限度必要と認められる期間(1日)	
夏季休暇	特別休暇	有給	5日以内	
災害による現住居の滅失等	特別休暇	有給	1週間を超えない範囲内	
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	特別休暇	有給	必要と認められる期間	

種類 (休暇等の名称)	区分	有給/無給	付与日数	備考
所轄庁の事務又は事業の停止	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
生理休暇	特別休暇	有給	1回について2日以内	
妊婦の妊娠障害	特別休暇	有給	必要と認められる期間 (14日以内)	
リフレッシュ休暇	特別休暇	有給	3日以内(勤続期間20年及び 30年の翌年度)	
ボランティア休暇	特別休暇	有給	5日以内	
短期介護休暇	特別休暇	有給	5日以内	
公務疾病休暇	病気休暇	有給	2年の範囲内 (県警は必要と認められる期間)	
結核性疾病休暇	病気休暇	有給	1年の範囲内	
私傷病休暇	病気休暇	有給	6月の範囲内	
療後休暇	病気休暇	有給	1月の範囲内で、1日について 4時間以内	
分割面接授業参加	職専免	有給	42日の範囲内	
措置要求・不服申立て	職専免	有給	必要と認める時間	
公務災害補償に関する審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
妊婦の休息又は補食	職専免	有給	必要と認める時間	
勤務庁舎内等における献血	職専免	有給	必要と認める時間	
本部長が実施する昇任試験	職専免	有給	必要と認める時間	警察本部のみ
介護休暇		無給	6月の範囲内	
研修計画	職専免	有給	必要と認められる時間	
厚生計画参加	職専免	有給	必要と認められる時間	
兼職	職専免	有給	必要と認められる時間	
適法な交渉	職専免	有給	交渉・予備交渉(協議)に必要な 時間	警察本部制度なし
組合休暇		無給	30日以内	警察本部制度なし

※特別休暇、職専免・・・いずれも勤務時間中に給与の支給を受けながら勤務しないことが認められる制度で、事由により特別休暇と職務専念義務免除の2つに分けられている。

## (4) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

合計	取得者 数合計	介護休暇承認期間別内訳					
		1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
		男性	2	0	0	1	0
女性	36	8	7	2	1	18	
合計	38	8	7	3	1	19	

## 4 職員の休業に関する状況

## (1) 育児休業等の取得状況

(単位：人)

	取得者 数合計	育児休業等承認期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月 以下	1年6月 超 2年以下	2年超 2年6月 以下	2年6月 超
男性	29	20	6	0	2	1	0
女性	585	29	135	127	120	52	122
合計	614	49	141	127	122	53	122

※ 平成26年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した職員

## (2) 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うために3年（大学等課程の履修の場合は原則2年）を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

平成26年度に新たに休業を取得した職員：なし

## (3) 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学、専修学校等で修学するために2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について休業することを可能とする制度です。

平成26年度に新たに休業を取得した職員：なし

## (4) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位：人)

	取得者 数合計	配偶者同行休業承認期間別内訳		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男性	0	0	0	0
女性	1	0	0	1
合計	1	0	0	1

※ 平成26年度に新たに配偶者同行休業を取得した職員

## (5) 大学院修学休業の取得状況

大学院修学休業は、一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得するために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

平成26年度に新たに休業を取得した職員：なし

## 5 職員の分限及び懲戒の状況

## (1) 分限処分の状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

## ① 分限処分者数

(単位：人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	342	0	342
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	0	1
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	1	342	0	343

地方公務員法第28条第4項により失職した者	0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	0

## ② 休職状態にある者の数

(単位：人)

処分事由	新規・更新処分	左記以外	合計
心身の故障の場合	177	4	181
刑事事件に関し起訴された場合	0	1	1
条例で定める事由の場合	0	0	0
合 計	177	5	182

## (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

## ① 懲戒処分者数

(単位：人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
法令に違反した場合	5	5	4	4	18	10
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	0	3	5	1	9	38
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	1	3	4	10	18	29
合 計	6	11	13	15	45	77

※訓戒・・・懲戒処分にはあらず、法的効果をなんらもたらすものではないが、職員の職務上の義務違反等に対し、その責任を確認し、将来を戒める行為をいう。  
訓戒には、文書訓戒と口頭訓戒がある。

## ② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
給与・任用に関する不正						
諸給与の不正領得	0	2	0	0	2	0
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	2	0	0	2	0
一般服務違反等関係						
守秘義務違反	0	0	0	0	0	0
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0	0
争議行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0	0	1
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0
休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0
職場内秩序びん乱	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント	0	1	0	0	1	0
教職員による児童生徒に対する非違行為	0	0	1	2	3	5
通常業務処理不適正	0	1	0	0	1	1
公金官物処理不適正	0	0	0	0	0	2
その他	1	0	3	0	4	18
小計	1	2	4	2	9	27
公務外非行関係						
傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0	0	0
金銭・異性関係等の非行	0	2	1	1	4	2
その他	0	5	2	1	8	5
小計	0	7	3	2	12	7
取賄等関係						
取賄	0	0	0	0	0	0
横領	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1	0
小計	1	0	0	0	1	0
交通事故・交通法規違反						
職務遂行中	0	0	0	1	1	1
職務行為中以外	4	0	2	6	12	22
小計	4	0	2	7	13	23
うち飲酒運転	4	0	0	0	4	0
本人の行為(上記合計)	6	11	9	11	37	57
監督責任	0	0	4	4	8	20
合 計	6	11	13	15	45	77

## (3) 職員の刑事処分の状況

## ◎ 刑事事件処分者数

(単位：人)

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
道路交通法違反による場合					
職務遂行中	0	0	1	0	1
職務遂行中以外	0	0	16	0	16
小計	0	0	17	0	17
その他	1	0	3	0	4
合 計	1	0	20	0	21

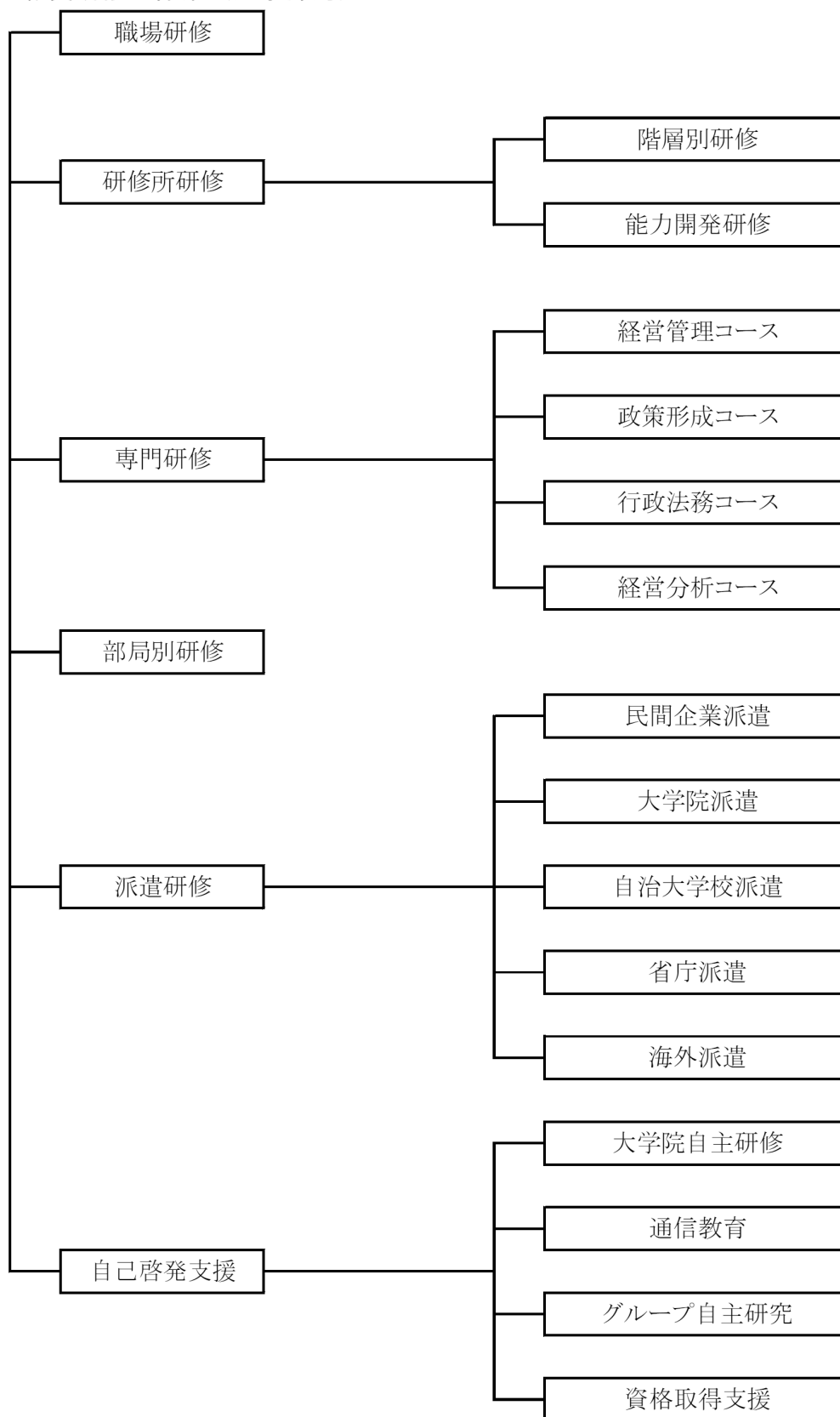
## 6 職員のサービスの状況

## ◎ サービス規律遵守のための取組の状況

取 組	具体的内容	職員への周知方法	備 考
綱紀保持・サービス規律の確保	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保」に関する通知	文書回覧	年2回実施 (病院局3回。) (警察本部を除く。)
	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保のための指針」の作成	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
	「選挙における職員のサービス規律の確保等」に関する通達	文書回覧	衆議院議員総選挙 統一地方選挙 (警察本部を除く。)
規律の保持及び各種事故防止	通知により、規律の保持及び各種事故防止の徹底を指示	幹部による指示及び文書回覧	(警察本部のみ。)
監察の実施	警察業務の能率的運営と規律の保持を目的とし、業務・サービス全般について監察を実施	—	(警察本部のみ。)

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の体系（知事部局）



※ このほか、各任命権者においてそれぞれの専門業務に関連する研修を個別に実施しています。

## (2) 研修の種類と受講者の状況（主なもの）

## ① 知事部局（議会事務局及び行政委員会事務局を含む。）

研修名	研修の内容	受講者数
係長研修 【階層別研修】	年間を通じて、目標管理と連動したマネジメント・サイクルの確立を支援する。	185人
ロジカルシンキング 【能力開発研修】	論理的思考の体系を理解し、客観性・妥当性があり、他者が納得できる考えをまとめ上げるスキルを身につける。	70人
経営分析コース 【専門研修】	財務諸表の分析手法等を習得し、経済活動を経営的な視点から理解・判断できる能力の向上を図る。	16人
民間企業派遣研修 【派遣研修】	県内外の民間企業における実務経験を通じて、行政課題に対応するための高度な知識・ノウハウを習得する。	7人

## ② 病院局

研修名	研修の内容	受講者数
看護スキル研修Ⅱ部	中堅職員として必要な知識、技術、姿勢を養い、職場等における役割を自覚するとともに、創造性の向上、視野の拡大を図る。	103人
認定看護師養成研修	日本看護協会看護研修センターの認定看護師教育課程(糖尿病看護、救急看護、重症集中ケア、皮膚・排泄ケア、感染管理等)を受講し、認定看護師の資格認定を受ける。	3人
職種別職員研修	病院職員として必要な知識、姿勢等を学ぶとともに、他職種の職員が意見交換し交流することで、医療の質の向上を図る。	20人

## ③ 企業局

研修名	研修の内容	受講者数
基礎技術派遣研修	電気・工業用水道等に関する専門知識を高めるため、講習会・セミナー等に職員を派遣した。	57人
その他派遣研修	企業経営等に関する専門知識を高めるため、講習会・セミナー等に職員を派遣した。	9人

## ④ 教育委員会

研修名	研修の内容	受講者数
初任者研修	本県における学校教育の現状や課題について理解を深めるとともに、教員として実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見の習得を図る。	276人
教職12年経験者研修	校内において中堅教員としての役割を果たすため、本県の教育課題の理解と学校運営に参画する資質能力及び教科指導における授業力の向上を図る。また、いじめ・不登校への対応などを含めた生徒理解・生徒指導についての専門的知識や技能を身につける。	270人
小・中・高・特別支援学校新任校長、幼稚園新任園長研修	校長としての職務、特色ある学校づくりを進めるための今日的な話題、組織マネジメントの考え方や危機管理のあり方について理解を深め、校(園)長としての資質能力の向上を図る。	126人
活力ある学校の実現を目指すマネジメント講座	活力ある学校の実現を目指し、学校評価の必要性と組織マネジメントの考え方についての理解を深め、それぞれの校務分掌の立場からミドルリーダーとして学校運営に寄与するための資質能力の向上を図る。	51人



## ⑤ 警察本部

研修名	研修の内容	受講者数
初任(補修)科	職務遂行に必要な基礎知識及び技能を修得する。	353人
部門別任用科	特定の部門に必要な専門的知識及び技術を修得する。	122人
専科	職務執行に必要な専門知識及び技能を修得する。	687人
警部任用科	職務執行に必要な知識及び技能を修得する。	23人

## (3) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務実績を正しく評価し、公務能率を増進させることを目的として、定期的に勤務成績の評定を行っています。

平成26年度は、114人が疾病等による勤務成績不良と判定されました。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生計画の状況

地方公務員法において、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているほか「職員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない」とされていることから、これらに基づき共済組合及び互助会と連携しながら事業を実施しています。

(知事部局)

区分	事業名	事業概要
厚生制度	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導等
	婦人検診	子宮がん、乳がん、骨粗鬆症
	がん検診	大腸がん、前立腺がん、肺がん
	人間ドック	指定年齢人間ドック、希望制人間ドック
	健康増進講座	健康講座、メンタルヘルス対策等
	元気回復事業	地区スポーツ大会、地区文化教養行事等
	ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー、職員相談室の運営等
共済制度	福利厚生施設	県庁医務室、職員住宅、職員会館等
	短期給付	保健給付(医療保険)、休業給付等
	長期給付	退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等
	福祉事業	貸付事業、保健事業等

## (2) 公務災害等の状況

(単位：件)

区分	25年度末 未認定件数	26年度中 申請件数	26年度中認定状況				26年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	19	335	329	5	0	334	20
通勤災害	1	22	19	1	0	20	3
合計	20	357	348	6	0	354	23

## II 人事委員会の業務の状況

## 1 競争試験及び選考の状況

## (1) 職員採用試験(競争試験)の実施状況(平成26年度)

(単位:人)

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度	一般行政A・B	689	538	59	51
	警察行政	58	44	5	4
	福祉行政	80	69	23	23
	総合土木	48	39	19	13
	林業	21	21	7	6
	農業	36	33	8	8
	建築	12	9	3	3
	機械	6	3	1	1
	環境	47	40	4	4
	電気	30	19	5	3
	保健師	9	6	4	4
	薬剤師(行政)	3	3	3	2
	司書	26	20	1	1
	少年警察補導員	10	8	2	2
小 計	1,075	852	144	125	
大学卒業 程度:U ・Iター ン型民間 企業等職 務経験者	一般行政	139	128	3	3
	福祉行政	4	4	2	2
	総合土木	10	10	4	1
	林業	1	1	0	—
	農業	5	5	1	1
	小 計	159	148	10	7
高校卒業 程度	一般事務	49	42	4	4
	警察事務	28	24	4	2
	総合土木	13	9	3	2
	小 計	90	75	11	8

(単位：人)

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
警察官 A	男性警察官	719	578	113	82
	男性警察官 (武道)	3	3	2	2
	女性警察官	166	119	25	15
	女性警察官 (武道)	3	3	1	1
	小 計	891	703	141	100
警察官 B	男性警察官	332	275	61	54
	女性警察官	79	64	19	17
	小 計	411	339	80	71
市町村立 小中特別 支援学校 事務職員	学校事務職員 A	167	149	37	25
	学校事務職員 B	189	138	6	5
	小 計	356	287	43	30
合 計		2,982	2,404	429	341

## (2) 職員採用試験（選考考査）の実施状況（平成26年度）

(単位：人)

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度相当	福祉行政（身体障害者）	2	2	0	—
	農業（身体障害者）	0	0	—	—
	情報処理技術者	26	19	1	1
	助産師	5	5	5	3
	薬剤師（病院）	15	12	7	7
	小 計	48	38	13	11
短大卒業 程度相当	司書（身体障害者）	2	1	1	1
	看護師	122	112	90	85
	看護師（特別募集）	10	8	4	4
	診療放射線技師	12	11	3	3
	臨床検査技師	38	32	2	2
	理学療法士	41	39	8	8
	作業療法士（身体障害領域）	5	5	2	2
	臨床工学技士	19	18	2	2
	小 計	249	226	112	107
高校卒業 程度相当	一般事務（身体障害者）	49	41	5	5
	警察事務（身体障害者）	2	2	1	0
	学校事務（身体障害者）	2	2	1	1
	総合土木（身体障害者）	2	2	0	—
	船舶乗組員（通信）	2	2	1	0
	船舶乗組員（機関士）	3	2	1	1
	小 計	60	51	9	7
その他	警察官（再採用）	7	6	1	1
	小 計	7	6	1	1
合 計		364	321	135	126

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

## (1) 職員の給与等に関する報告

本県職員の給与の実態、給与を決定する諸事情について調査研究を行い、平成26年10月10日に県議会及び知事に対してその結果を報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

## ① 職員の給与

平成26年4月1日現在で実施した「平成26年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

## ア 職員構成

職員数は、一般職員6,485人、警察官4,036人、県立学校職員4,850人、市町村立学校職員13,258人、計28,629人となっている。また、その平均年齢は43.7歳、平均経験年数は21.4年、男女別構成は男61.4%、女38.6%、学歴別構成は大学卒79.4%、短大卒7.8%、高校卒12.8%、中学卒0.0%となっている。

## イ 平均給与月額

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、福祉職及び学校栄養職の7種13給料表の適用を受けているが、これら職員全員の本年4月における平均給与月額は、給料367,354円、扶養手当9,165円、地域手当201円、その他の手当16,806円、計393,526円となっており、昨年と比べ0.1%の上昇を示している。

このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（平均年齢43.2歳、平均経験年数21.5年）の平均給与月額は、給料339,407円、扶養手当10,042円、地域手当465円、その他の手当17,898円、計367,812円となっており、昨年と比べ0.1%の下降を示している。

## ② 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、本年も、人事院及び新潟市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,154事業所のうちから、275事業所を層化無作為抽出法によって抽出の上、「平成26年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる76種類の職務に従事する者8,733人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

その主な調査結果の概要は、次のとおりである。

## ア 初任給の状況

別表第1に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で23.4%（昨年25.8%）、高校卒で12.9%（同10.7%）となっているが、そのうち大学卒で80.9%（同82.1%）、高校卒で83.5%（同65.9%）の事業所で初任給は据置きとなっている。また、初任給を減額した事業所の割合は、大学卒で0.0%（同7.8%）、高校卒で0.0%（同14.9%）と昨年に比べて大きく減少している。一方、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で19.1%（同10.1%）、高校卒で16.5%（同19.2%）となっている。

## イ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.4%（昨年25.6%）と昨年に比べて増加しているのに対し、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同3.2%）と昨年に比べて減少している。

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は85.5%（昨年74.6%）となっており、昨年に比べて増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が20.8%（同13.0%）と昨年に比べて増加しているのに対し、

減額となっている事業所の割合は1.8%（同10.9%）と昨年に比べて大きく減少している。

③ 本県職員と民間従業員との給与比較

ア 公民給与の較差

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、相互の給与を比較したところ、別表第4に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を377円（0.10%）下回っている。

なお、職員と民間の比較に当たって使用した給与種目は別表第5のとおりである。

イ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、別表第6に示すとおりであって、平均給与月額4.08月分に相当しており、職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間の平均支給月数（3.95月）が民間事業所の特別給を0.13月分下回っている。

④ 物価及び生計費

総務省統計局の本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べ、新潟市では3.6%の上昇、全国では3.4%の上昇となっている。

また、本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎として算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の新潟市における標準生計費は、本年4月においてそれぞれ168,200円、185,010円及び201,830円となっている。

⑤ 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、一般職国家公務員の給与等について報告を行い、併せて給与等の改定について勧告を行った。

⑥ むすび

本県職員の給与及び民間給与の実態とそれぞれの比較、物価及び生計費の状況並びに人事院勧告の概要は、以上述べたとおりである。

これらを総合的に勘案し、本委員会は、職員の給与の改定等について次のとおり判断した。

ア 職員の給与の改定

(ア) 給料表

民間給与と比較を行っている行政職給料表については、公民較差の状況等を踏まえ、引上げ改定を行うこととする。

改定内容は、世代間の給与配分の見直しの観点に立って若年層に重点を置いた引上げを行った人事院勧告を踏まえ、民間との間に相当の差が生じている初任給を2,000円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行う。一方、2級の高位号給及び3級以上の全ての号給並びに再任用職員の給料月額については改定を行わないこととする。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行うこととする。

ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇を確保する観点から、人事院勧告に準じて引上げ改定を行うこととするが、第1号任期付研究員及び特定任期付職員に適用する給料表については、本年の改定が若年層に限定したものであることから改定を行わないこととする。

(イ) 通勤手当

交通機関等利用者に対する通勤手当については、昨年の報告で述べたと

おり、北陸新幹線及びえちごトキめき鉄道の開業やパークアンドライド推進の取組など公共交通機関の利用に係る交通事情の変化が見られる中、中距離・遠距離通勤者を中心にパークアンドライドにより通勤し、駅やバス停周辺の駐車場等の料金を負担している実態があることから、当該職員の負担に配慮するため、交通機関等と交通用具の併用者に限り、平成27年4月1日から駐車場等料金に係る手当を支給することとする。

交通用具使用者に係る通勤手当については、本年、人事院が支給額の引上げを勧告したところである。本県においては、民間における支給状況等を考慮して改定を行わないこととするが、今後の民間及び他の都道府県の動向等を注視しつつ、引き続き検討することとする。

勤務地を異にする異動等に伴い通勤に新幹線鉄道等を利用することが必要となった職員等に対する通勤手当については、職員の遠距離通勤の実態及び他の都道府県の状況等を踏まえながら、支給水準の在り方について検討する必要がある。

(ウ) 特殊勤務手当

警察職員が海上保安庁の巡視船に乗り組み、遠隔地の離島周辺海域における水上警戒作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当については、国における措置内容及び他の都道府県の状況等を考慮し、所要の措置を講ずることが適当と考える。

(エ) 初任給調整手当

a 医師に対する初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の人材確保や処遇改善を図るため、人事院勧告に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することとする。

b 獣医師に対する初任給調整手当

家畜伝染病の予防・まん延防止や食の安全・安心の確保など、獣医師の果たす役割がより重要となっている中、近年、本県においては人材の安定的な確保が困難な状況となっていることから、他の都道府県の状況を考慮し、平成27年4月1日から獣医師に対し初任給調整手当を支給することとする。

(オ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月分とする。支給月数の引上げ分は、国の取扱いや民間の特別給の支給状況等を参考に、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成27年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(カ) 寒冷地手当

寒冷地手当については、人事院において、新たな気象データを指定基準に当てはめて、支給地域の改定を行い、平成27年4月1日から実施する勧告が行われた。

本委員会としても、人事院勧告の考え方に準じ、支給地域の改定を行うこととするが、支給地域の単位となる市町村については、前回の見直し以降の本県における市町村合併の影響を踏まえ、地域の気象状況をよりの確に反映させるため、現行の単位である平成16年4月1日における市町村の名称及び区域によることとする。

この改定は、平成27年4月1日から実施することとし、改定に伴い、改

定日の前日から支給地域から除外される地域に引き続き勤務している職員等に対しては、人事院勧告に準じた経過措置を講ずることとする。

(キ) 教員給与

教員特殊業務手当及び特別支援教育関係者の給料の調整額については、国における見直しの内容や他の都道府県の動向等を考慮し、見直しを検討する必要がある。

イ 給与制度の総合的見直し

(ア) 給与制度の総合的見直しの背景

本年、人事院は、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し及び公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しといった諸課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告した。

具体的には、地域間、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、地域の民間賃金水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引き下げ、その中で、高齢層給与を抑制するなど給与カーブを見直すとともに、地域手当の見直しを行うこととし、また、人材確保の必要性や円滑な人事運用の要請等を踏まえ、若年層の職員、広域的な異動を行う職員、やむを得ず単身赴任をしている職員等の手当面での処遇改善を図る一方、職員の生活への影響を考慮し、俸給の引下げに際して激変緩和のための経過措置を講ずることによって、新制度への段階的かつ円滑な移行を図ることとしている。

(イ) 給与制度の総合的見直しの必要性

本委員会は、従来から、地方公務員法の定める情勢適応の原則や均衡の原則に則り、国及び他の都道府県の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を総合的に勘案して勧告を行ってきたところであるが、本県職員の平成27年度以降の給与制度の在り方については、次の理由から国の給与制度の総合的見直しの内容に準じて実施することが適当と判断する。

a 国の給与制度との均衡

本県職員の給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視し、国の制度に準拠することを基本にしてきており、給与水準の調整に当たっては、制度の根幹である給料表や手当制度の枠組みを維持しつつ、毎年の公民較差の解消を図る中で給料表の水準調整など必要な独自措置を講じてきたところである。

給料表及び手当制度の構造面の見直しについては、引き続き国に準じて実施することを基本に、本県の実情を踏まえて対応していく必要がある。

b 本県の実情

今回の国の見直しに係る諸課題については、以下のとおり本県においても共通する課題であることが認められる。

(a) 50歳台後半層の給与水準については、給与構造改革の経過措置の廃止により低下してきているものの、依然として民間の給与を上回り、その差は拡大傾向にある。一方、若年層については、民間が公務を上回る状況が続いている。雇用と年金の接続の観点から50歳台の給与水準が60歳台前半の給与水準に関連する重要性も含め、本県は国と同様の状況にあり、50歳台後半層の給与水準の見直し等により世代間の給与配分を更に適正化する必要がある。

(b) 現行では県内の地域には地域手当が支給されていないが、今回、人事院は地域民間給与の更なる反映の観点から、俸給表を引き下げるとともに、民間の賃金指数の基準に従い、新潟市に地域手当を支給すること



とした。本県においても給与水準を調整するための給与として地域手当を県内の地域に支給するのが適当である。

- (c) 本県は県土が広いことに加え、離島も有していることから、異動に伴いやむを得ず単身赴任をしている職員が相当の負担を強いられており、国と同様、単身赴任手当について所要の改善を行う必要がある。

c 民間給与との均衡

水準を引き下げた国の俸給表に準拠した場合であっても、本県職員の給与水準は、地域手当の県内の地域における支給及び単身赴任手当の引上げにより見直し前の水準が維持され、公民給与の均衡を図ることが可能である。

(ウ) 措置すべき事項

a 給料表の見直し

行政職給料表については、前述のとおり公民の給与差が50歳台後半層では公務が民間を上回る状況が続く一方、若年層では民間が高い状況となっているなど国と同様の傾向にあることを踏まえ、初任給に係る号俸を引き下げない一方で、50歳台後半層の多く在職する高位号俸をより引き下げる内容となっている人事院勧告における平成27年4月1日から適用する俸給表に準じて改定することとする。

改定内容は、給料表の水準を平均1.4%引き下げるが、人材確保への影響等を考慮し、初任給に係る号給等については引下げを行わないこととする。一方、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号給については、最大で3.4%程度の引下げとするが、引下げ率が大きい5級及び6級については8号給の増設を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職との均衡を考慮し、引下げ改定を行うこととする。ただし、医療職給料表(一)については医師の処遇を確保する観点から、人事院勧告と同様、改定を行わないこととする。

b 地域手当の見直し

地域手当については、人事院勧告の内容を基本に、改定を行うこととする。

県内の地域に在勤する職員に支給する地域手当については、本県職員が国家公務員とは異なり県内全市町村に在勤し、県内全域を異動している実態があり、勤務地によって支給率に格差を設けて支給することは円滑な人事異動が困難になるなど人事管理面への影響が大きいと考えられること、県内の複数の市町村に事業所を有する民間企業の大部分が勤務地によって従業員の給与に格差を設けていないこと及び他の都道府県における地域手当の支給状況を踏まえ、県内一律に支給することとし、支給割合を人事院勧告に準じた場合を基礎に本県職員の勤務実態を考慮して算出した1.5%とする。東京都の特別区、大阪市等県外の地域に在勤する職員及び医療職給料表(一)適用職員等に支給する地域手当については、人事院勧告に準じて改定することとする。

なお、地域手当と調整を要する給与の範囲について、国の取扱いに準じ、地域手当の額の限度において、特地勤務手当及びへき地手当は支給しないこととする。

c 単身赴任手当の見直し

単身赴任手当については、民間における措置状況を参考に、公務部内の適正な給与配分の観点を踏まえ、人事院勧告に準じて改定することとする。

また、離島と本土との間での異動に伴い単身赴任をしている職員が帰

宅の際の移動に船舶を利用せざるを得ず、相当の負担を強いられている実情を考慮し、加算額に係る当該職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離は、国における加算額の特例の取扱いを踏まえ、現行の規定に基づき算定した距離に200キロメートルを加算した距離とする。

d 管理職員特別勤務手当の見直し

管理職員特別勤務手当については、人事院勧告に準じて改定することとする。

e 昇給・昇格制度の見直し

昇給・昇格制度については、一昨年、人事院が50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑えるため、55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給を停止することとし、また、高位の号俸からの昇格については、昇格に伴う俸給月額を増加額を縮減するよう勧告・報告を行い、昇格制度は平成25年1月1日、昇給制度は平成26年1月1日からそれぞれ実施されている。

本委員会としては、基本的に給与制度は国に準拠することが適当との考えの下、これまで50歳台後半層の公民の給与差の状況等を見極めながら、見直しについて検討を継続してきたところであるが、前述のとおり50歳台後半層の給与が民間を上回りその差が拡大傾向にあることから、当該職員の給与水準の上昇を抑制するため、適切に対応する必要があると考える。

このため、昇格制度については、他の都道府県において3分の2以上が既に改正していることも踏まえ、国に準じて昇格時の号給対応を改正することとする。

一方、昇給制度については、給料表の見直しにおける引下げ幅が最大となる50歳台後半層が対象となること及び他の都道府県の状況等を勘案し、今回は改正を見送ることとするが、給料表の引下げ等による影響や他の都道府県の動向等を見極めつつ、人事院における昇給の効果の在り方の検討状況も注視しながら、引き続き検討を進めていくこととする。

(エ) 実施時期等

a 給料表の見直し

平成27年4月1日から実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

給料表の水準の引下げに当たっては、人事院勧告に準じて、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

なお、人事院勧告では、平成27年1月1日の昇給に限り、昇給号俸数を通常より1号俸抑制することとしているが、同年4月の公民較差の状況や他の都道府県の動向等を考慮して改めて判断することとする。

b 諸手当の見直し

地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の見直しは、平成27年4月1日から実施する。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合並びに単身赴任手当の基礎額及び加算額は、人事院勧告に準じて、段階的に引き上げる。

なお、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の県内の地域に支給する地域手当の支給割合は、0.5%とする。

c 昇格制度の見直し

平成27年4月1日から実施する。

d その他所要の措置

aからcまでのほか、本年の勧告の実施に伴い、所要の措置を講ずる。

## ウ 職員の勤務環境等

職員の時間外勤務については、平成23年度は、東日本大震災等の復旧作業等に伴い増加し、平成24年度は、復旧作業の進展等により縮減したものの、平成25年度は、その縮減は下げ止まり横ばいであった。

任命権者においては、これまでも事前命令の徹底、勤務実績の把握、時間外勤務をしない職員が退庁しやすい雰囲気づくり、適正な時間外勤務命令など様々な縮減対策に取り組んでいるところであるが、長時間の時間外勤務は、職員の健康保持はもとより、ワーク・ライフ・バランス、有為な人材の確保等に影響を及ぼすことから、今後も取組を継続・展開することにより、引き続き時間外勤務の縮減に一層努めていく必要がある。

また、依然として多くの職員が精神疾患による長期の休暇の取得又は休職をしていることから、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題となっている。任命権者においては、従来から、精神科医師によるメンタルヘルス相談、心の健康問題による長期療養者の職場復帰支援実施要綱の制定など様々な措置を実施しているところであるが、状況の改善に向け、今後も一層の取組に努めていく必要がある。

## エ 公務運営の改善

## (ア) 能力・実績に基づく人事管理

本年5月、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、人事評価を人事管理の基礎として活用することが法律上明記されるなど、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることが求められている。

本県における勤務実績の給与などへの反映については、昇給制度を中心に各任命権者において進められているところであるが、今後とも更なる勤務実績の給与などへの反映に向けて検討を進める必要がある。

また、現在任命権者において取り組まれている人事評価制度についても、引き続き、公平性、透明性、納得性の高い人事評価が行われるよう努める必要がある。

## (イ) 有為な人材の確保・育成

近年、社会経済情勢が大きく変化する中、行政課題は一層複雑・多様化してきている。また、職員採用をめぐる環境は、景気動向を反映した民間企業等の雇用情勢や、少子化に伴う受験年齢人口の減少などの影響により厳しさを増している。

行政課題に迅速かつ的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を確保することが重要であることから、引き続き、採用制度について研究・検討を行う必要がある。

また、職員が能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが重要であることから、今後も人材育成及び能力開発のための取組を積極的に進めていく必要がある。

さらに、本県においては、採用者に占める女性の割合が増加傾向にあるとともに、女性職員の登用が積極的に進められてきたところであり、男女共同参画の推進の観点から、引き続き、女性職員の育成や登用を進めていく必要がある。

## (ウ) 公務員倫理の確保

公務員には厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持が求められているが、本年4月において、公文書偽造等の重大な不正・不適正な事務処理が明らかになった。また、依然として、一部の職員が飲酒運転その他の公務員としての倫理観を問われるような不祥事を発生させ、県民の信頼を損なう事態も生じている。

これまでも任命権者において一定の対策がとられているところであるが、今後とも引き続き、再発防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について一層の徹底を図ることが求められる。

職員においても、一人ひとりが高い倫理観と、全体の奉仕者であることの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

#### オ 高齢期における職員の雇用問題

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴い、国家公務員については、平成25年3月に、年金支給開始年齢まで希望者を原則再任用するとの閣議決定がなされ、地方公務員についても、国家公務員の取扱いを踏まえた必要な措置を講ずるよう要請されたところである。

本県においては、今年度から職域の拡大や短時間勤務の運用等がなされるなど、再任用制度の活用の拡大等の措置がなされたところであるが、今後、再任用希望者の増加が見込まれることから、再任用職員の能力及び経験を活用できる職務及び配置について、引き続き検討していく必要がある。

一方、本年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則において、政府は、平成28年度までに、平成23年に人事院が行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するとされていることから、本県においても、引き続き、国における制度改正等の検討の動向を注視していく必要がある。

再任用職員に対する諸手当の取扱いについては、人事院において、再任用希望者の増加に伴い、転居を伴う異動が避けられない状況が生じていることから、単身赴任手当を支給することとされたが、本県においても、今後の円滑な人事運用の観点や民間における状況等を考慮し、平成27年4月1日から国に準じて単身赴任手当を支給するとともに、単身赴任手当が支給される場合に併せて住居手当を支給することとする。

また、再任用職員の給与水準については、本年初めて公的年金が全く支給されない民間企業の再雇用者の個別の給与額が把握できることとなり、人事院は、今後も引き続きその動向等を注視するとともに、今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、給与の在り方について必要な検討を行っていくこととしており、本県においても、人事院における検討状況や他の都道府県の動向、本県の再任用の運用状況及び民間給与の実態等を踏まえ、検討を進めていくこととする。

#### カ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定する方式として、長年の経緯を経て定着してきた。

本年の勧告は、公民給与の較差を解消するための給料表の引上げと期末手当・勤勉手当の引上げ等に加えて、給与制度の総合的見直しを行う内容となった。

民間準拠を基本とした給与決定の仕組みは、職員に対し適正な給与水準を保障し、公務に必要な人材の確保や円滑な行政運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1

## 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	23.4 (25.8)	19.1 (10.0)	80.9 (82.1)	0.0 (7.8)	76.6 (74.2)
	500人以上	25.6	14.0	86.0	0.0	74.4
	100人以上 500人未満	27.6	24.9	75.1	0.0	72.4
	50人以上 100人未満	15.1	11.2	88.8	0.0	84.9
高校卒	規模計	12.9 (10.7)	16.5 (19.2)	83.5 (65.9)	0.0 (14.9)	87.1 (89.3)
	500人以上	12.6	34.6	65.4	0.0	87.4
	100人以上 500人未満	14.3	6.5	93.5	0.0	85.7
	50人以上 100人未満	11.7	14.5	85.5	0.0	88.3

- (注) 1 「初任給の改定状況」は、採用がある事業所を100とした割合である。  
2 ( ) は昨年の数値である。

別表第2

## 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係員	34.4 (25.6)	21.9 (21.1)	0.0 (3.2)	43.0 (50.1)
課長級	30.0 (23.7)	20.6 (20.2)	0.0 (0.5)	48.8 (55.6)	

- (注) 1 ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。  
2 ( ) は昨年の数値である。

別表第3

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期 昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	90.0 (80.8)	85.5 (74.6)	20.8 (13.0)	1.8 (10.9)	62.9 (50.7)	4.5 (6.2)	10.0 (19.2)
課長級	82.1 (72.9)	78.5 (66.1)	20.1 (12.4)	1.3 (5.8)	57.1 (47.9)	3.6 (6.8)	17.9 (27.1)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
 2 ( ) は昨年の数値である。

別表第4

職員と民間従業員の給与較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
368,189 円	367,812 円	377 円 (0.10%)

(注) 公民ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第5

公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの	給料月額、給料の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等、寒冷地手当

## 別表第6

## 民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 ( A <sub>1</sub> )	
上半期 ( A <sub>2</sub> )		361,000 円	
特別給の支給額	下半期 ( B <sub>1</sub> )	722,299 円	
	上半期 ( B <sub>2</sub> )	737,266 円	
特別給の支給割合	下半期 ( $\frac{B_1}{A_1}$ )	2.04 月分	
	上半期 ( $\frac{B_2}{A_2}$ )	2.04 月分	
年間の平均		4.08 月分	

(注) 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

注 「平成26年職種別民間給与実態調査」の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

新潟県人事委員会、人事院及び新潟市人事委員会等

3 調査の範囲

調査対象事業所 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,154事業所

4 調査対象の抽出

標本事業所の抽出 上記3に記載した事業所を、組織、規模、産業により24層に層化し、これらの層から275事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

**(2) 職員の給与等に関する勧告****I 平成26年4月の民間給与との比較による給与改定等のための関係条例の改正****① 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の改正****ア 給料表**

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

**イ 諸手当****(ア) 通勤手当**

通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員で、駐車場又は駐輪場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項第3号又は市町村立学校職員の給与に関する条例第21条第2項第3号に定める額に当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額を支給すること。

**(イ) 初任給調整手当**

- a 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する支給月額を412,200円とすること。
- b 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,300円とすること。
- c 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員に対し、月額35,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

**(ウ) 勤勉手当****a 平成26年12月期の支給割合****(a) (b)以外の職員**

勤勉手当の支給割合を0.825月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。

**(b) 特定幹部職員**

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

**a 平成27年6月期以降の支給割合****(a) (b)以外の職員**

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

**(b) 特定幹部職員**

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

**(エ) 寒冷地手当**

寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額につ



- いては、所要の経過措置を講ずること。
- (オ) 単身赴任手当及び住居手当  
再任用職員に対して単身赴任手当及び単身赴任手当が支給される場合に併せて住居手当を支給すること。
- ② 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
- ア 給料表  
現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。
- イ 期末手当
- (ア) 平成26年12月期の支給割合  
期末手当の支給割合を1.7月分とすること。
- (イ) 平成27年6月期以降の支給割合  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。
- ③ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
- ア 特定任期付職員の期末手当
- (ア) 平成26年12月期の支給割合  
期末手当の支給割合を1.7月分とすること。
- (イ) 平成27年6月期以降の支給割合  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。
- II 給与制度の総合的見直しのための関係条例の改正
- ① 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の改正
- ア 給料表  
Iの①のアによる改定後の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第4のとおり改定すること。
- イ 諸手当
- (ア) 地域手当
- a 地域手当の支給割合を100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。
- b 医師及び歯科医師に係る特例について、地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。
- (イ) 単身赴任手当  
単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。
- (ウ) 特勤手当  
特勤公署が地域手当の支給地域に所在する場合における特勤手当と地域手当との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとすること。
- (エ) へき地手当  
へき地学校等が地域手当の支給地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとすること。
- (オ) 管理職員特別勤務手当
- a 管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急

の必要により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

b aの管理職員特別勤務手当の額は、aによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

② 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表及びIの②のAによる改定後の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第5のとおり改定すること。

③ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表を別記第6のとおり改定すること。

III 改定の実施時期等

① 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、Iの①のイの(ウ)のa、②のイの(ア)及び③のAの(ア)については平成26年12月1日から、Iの①のイの(ア)、(イ)のc、(ウ)のb、(エ)及び(オ)、②のイの(イ)並びに③のAの(イ)、II並びにIIIの②のA、イ並びにウについては平成27年4月1日から実施すること。

② 経過措置等

ア 平成30年3月31日までの間における差額の支給

(ア) IIによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

(イ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(ア)の職員を除く。）について、(ア)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)に準じて、給料を支給すること。

(ウ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)又は(イ)に準じて、給料を支給すること。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、IIの①のイの(ア)のb中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

ウ 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、IIの①のイの(イ)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

エ その他所要の措置

アからウまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

## 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

## ◎ 受理件数、判定件数等

H26年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	H27年度 繰越件数
0	0	0	0	0

## 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

## ◎ 受理件数、判定件数等

H26年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	H27年度 繰越件数
0	0	0	0	0

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者が決定したので、県の物品等又は特定役者の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
環境放射線監視テレメータシステム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県防災局放射能対策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
平成27年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 新潟支店  
新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地
- 5 落札金額  
308,340,000円
- 6 契約方式  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成27年7月10日
- 8 落札方式  
最低価格

**砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 試験の日時及び場所  
平成27年11月13日（金曜日） 午前10時から正午まで  
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館 201会議室
- 2 受験手続
  - (1) 受験願書請求先  
新潟県土木部河川管理課  
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所
  - (2) 受験願書提出先  
新潟県土木部河川管理課
  - (3) 受験願書受付期間  
平成27年9月24日午前8時30分から平成27年10月23日午後5時15分まで  
(郵送の場合は平成27年10月23日付け消印のあるものを有効とする。)

**病院局公告****公募型プロポーザルの中止について（公告）**

平成27年7月24日付で公告した「新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務」について、仕様書の見直しが必要となったため、公募型プロポーザルを中止する。

平成27年9月11日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院 経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2517

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成27年9月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
38,492
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
340,570
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

新潟市北区	20,806
新潟市東区	38,023
新潟市中央区	49,003
新潟市江南区	18,902
新潟市秋葉区	21,434
新潟市南区	12,806
新潟市西区	43,134
新潟市西蒲区	16,618
長岡市三島郡	77,218
上越市	54,274
三条市	27,930
柏崎市刈羽郡	25,710
新発田市北蒲原郡	31,554
小千谷市	10,318
加茂市南蒲原郡	11,652
十日町市中魚沼郡	18,703
見附市	11,490
村上市岩船郡	19,840
燕市西蒲原郡	24,834
糸魚川市	12,752
妙高市	9,540
五泉市東蒲原郡	18,435
阿賀野市	12,333
佐渡市	16,682
魚沼市	10,704

南魚沼市南魚沼郡 18,287  
胎内市 8,545

人事委員会公告

平成27年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）を行う。

平成27年9月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	7人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
福祉行政	3人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等（児童相談所等）で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事する。
総合土木	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等（地域振興局地域整備部、農林振興部等）で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
林業	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関（地域振興局農林振興部等）で、森林・林業施策の企画立案や森林の保全等の業務に従事する。
農業	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関（地域振興局農林振興部等）で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事する。
環境	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関（環境センター、保健環境科学研究所、放射線監視センター）で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
保健師	2人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次の要件をいずれも満たす人で、活字印刷文による出題に対応できる人

ア 年齢

昭和31年4月2日以降に生まれた人

イ 職務経験等

試験職種	職務経験等
一般行政	新潟県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上有する人(平成27年8月31日現在)
福祉行政	次のいずれにも該当する人 ・社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は学校教育法による大学(短期大学を除く。)の専門課程において、心理学に関する科目を履修して卒業した人 ・新潟県外に本部を置く児童福祉施設、障害者支援施設等※1において指導、相談支援に関する職務経験を5年以上有する人(平成27年8月31日現在)
総合土木	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、道路・橋りょう、河川・海岸・ダム、地すべり・砂防、かんがい排水、ほ場整備等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を5年以上有する人(平成27年8月31日現在)
林業	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を5年以上有する人(平成27年8月31日現在)

農 業	新潟県外に本社を置く農業又は食品関係の民間企業等において、農業者等に対する生産・加工関連の指導支援、又は農産物等に関する試験研究や加工・流通等の職務経験を5年以上有する人（平成27年8月31日現在）※2
環 境	新潟県外に本社を置く工場・事業場、試験研究機関等の民間企業等において、公害防止、環境管理、理化学検査・研究、放射線管理等に関する職務経験を5年以上有する人（平成27年8月31日現在）
保 健 師	次のいずれにも該当する人 ・保健師の免許を有する人 ・新潟県外に本社を置く民間企業等における産業保健活動や地域保健活動に関する職務経験又は新潟県外に本部を置く病院等医療機関における保健指導や看護に関する職務経験を5年以上有する人（平成27年8月31日現在）

※1 福祉行政の職務経験について、「児童福祉施設、障害者支援施設等」には、社会福祉士及び介護福祉士法第7条の厚生労働省令で定める以下の施設が該当する。

1 地域保健法の規定により設置される保健所 2 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設 3 医療法に規定する病院及び診療所 4 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター 6 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設 7 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所 8 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設 9 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所 10 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター 12 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設 14 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設
---

※2 農業については、採用後、必要に応じて普及指導員資格の取得を求める。

＜職務経験について（全職種共通）＞

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として1年以上継続して就業していた期間が該当する。ただし、以下の点に注意すること。

- ① 週30時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限る。
- ③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

公務員として必要な一般的な知識（社会科学、人文科学、自然科学）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、教養試験（択一式）を行うとともに、課題の理解力、表現力、文章構成力等

について、論文試験を行う。ただし、論文試験は、一般行政については第3次試験として、その他の職種については第2次試験として評価する。また、事前に提出された書類（職務経歴書、自己PR書（600字以内））により、民間企業等における職務経歴内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日：平成27年10月18日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場（新潟会場）：新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

※申込多数の場合は、試験場が変更となる場合がある。

試験場（東京会場）：都道府県会館（東京都千代田区平河町2-6-3）

(3) 合格者の発表

平成27年11月6日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、個別面接試験及び適性検査を行う。ただし、一般行政については、適性検査は第3次試験として評価する。

(2) 試験日及び試験場

一般行政については、平成27年11月14日（土）及び11月15日（日）（予定）のうち指定する日、一般行政以外については、平成27年11月28日（土）及び11月29日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

一般行政については、平成27年11月26日（木）午後1時（予定）、一般行政以外については、平成27年12月18日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

5 第3次試験

(1) 方法

一般行政のみ、第2次試験合格者に対し、個別面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成27年12月5日（土）及び12月6日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

平成27年12月18日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者に結果を通知する。

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

7 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績にかかわらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	教養試験	100点※	正答率3割5分以上（基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	記述試験	300点	120点以上（教養試験の点数が基準に達しない場合は、採点されない。）
第2次試験	面接試験	130点	一般行政：70点以上 一般行政以外：90点以上
	論文試験	20点	11点以上（一般行政については、第3次試験で評価する。）
第3次試験（一般行政のみ）	面接試験	130点	90点以上

※ 教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、平均得点及び標準偏差等を用いて以下



の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数はおおむね0点～100点に分布する。

◎教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：教養試験の平均得点

C：教養試験の標準偏差

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、欠員の状況により採用が決定される。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかになった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として平成28年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

9 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) から電子申請を行う。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

イ 受験申込書及び職務経歴書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に郵送するか、直接持参すること。（郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）受験」と朱書きし、必ず簡易書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

(3) 受付期間

- ・ 電子申請、郵送、持参いずれも平成27年9月11日（金）から10月2日（金）まで受け付ける。
- ・ 電子申請の場合、10月2日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。
- ・ 郵送の場合、10月2日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・ 持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、土曜日、日曜日及び祝日については持参の受付を行わない。